

奈良工業高等専門学校地域創生研究センター規程

平成27年11月12日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に地域創生研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、自治体、地域企業と連携し、地域における新規事業開拓、雇用創出など地域創生に貢献する研究活動を推進するとともに、研究活動を通じて地域で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに地域共創研究クラスターを置く。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長から指名されたセンター長
- 二 副センター長（地域共創研究クラスター総括担当）
- 三 地域共創研究クラスターリーダー
- 四 センター長から指名された者 若干名

(センター長及び副センター長の任期)

第5条 センター長は、専任教員の中から校長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副センター長の任期は1年とし、再任は妨げない。

3 補欠のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域共創研究クラスターリーダー)

第6条 第3条に定める地域共創研究クラスターにクラスターリーダーを置き、センター長が指名する。

2 クラスターリーダーは、当該クラスターに関する業務を総括する。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行する。